

「証明書発行請求機」設置のお知らせ

長崎地方法務局では、以下のとおりタッチパネル方式の証明書発行請求機を設置しております。

この発行請求機は、お客様ご自身が直接入力していただくことで、簡単に登記事項証明書等を取得していただけます。



メリット1

申請書の記載が不要です。

メリット2

窓口に並ぶ必要がありません。

◆ 設置場所 佐世保支局

◆ 取扱時間 月曜日～金曜日
午前8時30分～午後5時15分
(国民の祝日・休日及び年末年始を除く)

◆ 取り扱う証明書

全国の登記所のコンピュータ化されている

○土地・建物の登記事項証明書

○動産譲渡登記及び債権譲渡登記の概要記録事項証明書

○地図証明書・図面証明書

○会社・法人の登記事項証明書及び印鑑証明書



※ 印鑑証明書の請求には、印鑑カード及び代表者の生年月日の入力が必要です。

※ 登記事項要約書、閲覧用地図・閲覧用図面については、取扱っておりません。

※ 証明書発行請求機で請求できない物件及び会社・法人がありますので、エラー票が出力された場合は係員にお問い合わせください。

◆ 手数料

(書面請求の手数料です。オンラインによる場合の手数料は申請の際に確認できます。)

○各種登記事項証明書 1通 600円(50枚まで)

○動産譲渡登記及び債権譲渡登記の概要記録事項証明書 1通 300円(50枚まで)

○印鑑証明書 1通 450円

○地図証明書・図面証明書 1筆の土地又は1個の建物につき450円